

議案第37号

すみだ障害者就労支援総合センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月14日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだ障害者就労支援総合センター条例の一部を改正する条例

すみだ障害者就労支援総合センター条例（平成23年墨田区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 就労定着支援に関すること（以下「就労定着支援事業」という。）。

第4条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 就労定着支援施設

第5条の表中

「

就労移行支援施設	月曜日から金曜日まで	午前9時から午後5時まで
総合相談室		

」

を

「

就労移行支援施設	月曜日から金曜日まで	午前9時から午後5時まで
就労定着支援施設		
総合相談室		

」

に改める。

第6条第1号中「就労移行支援施設」の次に「、就労定着支援施設」を加える。

第7条の表就労移行支援事業の項の次に次のように加える。

就労定着支援事業	(1) 法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（就労定着支援に係るものに限る。）の交付を受けている者 (2) 知的障害者福祉法第15条の4の規定による措置を受けている者 (3) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定による措置を受けている者
----------	---

第8条の見出し及び同条第1項中「就労移行支援事業」の次に「又は就労定着支援事業」を加え、同条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 就労移行支援施設の定員を満たしている場合において、就労移行支援事業を利用しようとするとき。

第10条第1項及び第11条第4号中「就労移行支援事業」の次に「又は就労定着支援事業」を加える。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により創設される就労定着支援に係る事業を、すみだ障害者就労支援総合センターが行う事業に加えるとともに、所要の改正をする必要がある。